

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

日頃は、私学助成の拡充と私学振興に対して、格別のご配慮をいただき、心より感謝申し上げます。

この度、愛知県に対して、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じます。格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

《陳情事項》

一、県に対し、地方自治法第 99 条により、次の点を内容とする「意見書」を提出してください。

『教育の公平』を実現し、『私学選択の自由』を確保するために、年収 720 万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること。

《陳情趣旨》

愛知県では、「公私両輪体制」「公私格差是正」という基本方針のもと、私学助成を県の最重点施策と位置付け、学校への経常費助成と父母への授業料助成を両輪に各種の助成策が推進され、令和 2 年度以降、国の就学支援金の増額分を全額加算して、私学に通う生徒の半数が対象となる年収 720 万円未満世帯まで、入学金も含めて私学の授業料が無償化されました。

しかし、公立高校生は年収 910 万円まで無償化されていますが、令和 2 年度以降に無償化されたのは年収 720 万円未満世帯にとどまり、年収 720 万円以上世帯の私立高校生の初年度納付金は、県の補助を差し引いても、年収 720 万円～840 万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の 1/2 補助）で約 35 万円、年収 840 万円～910 万円世帯（国の就学支援金 118,000 円補助）で約 54 万円という大きな負担が残されたままです。

私学も公教育の場であり、そこで学ぶ県下の 1/3 の生徒は、公立と同じ高校生です。県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立をも自由に選択できる」ことが大前提であり、「教育の公平」「公私格差の解消」はその根幹です。

貴職におかれましては、以上の趣旨を深くご理解いただき、上記の項目につきまして、格別のご配慮を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

令和 5 年 11 月 7 日

代表

住所 東郷町

氏名 神谷 志保

取り扱い団体

私学をよくする愛知父母懇談会

会長 日比野 久

愛知私学助成をすすめる会

会長 寺田 京子

東郷町議会

議長 石橋直季

殿

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ愛知県においては、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収720万円～840万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の1/2補助）は約35万円、年収840万円～910万円世帯（国の就学支援金118,000円補助）は約54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立も自由に選択できる」ことが大前提であり、「公私格差の解消」はその根幹である。

よって当議会は、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

令和5年 月 日

東郷町議会

議長

愛知県知事 大村 秀章 殿